

諮問案件	適用条例	諮問案件の補足説明（過去の審査会における類似ケースでの議論を踏まえたもの）		
ひとり親世帯への臨時特別給付（米）支給事務のための、ひとり親医療費受給者・児童扶養手当受給者・生活保護受給者データ（個人情報）の目的外利用及び外部提供について	石狩市個人情報保護条例	給付について	なぜ米の現物支給なのか。市役所による現金振込等、個人情報の外部提供を伴わない形での給付は考えられないか。	コロナウイルス感染症の拡大により、親の失業・休業に伴う収入減と子どもの休校等で安価な給食が休止となり、ひとり親家庭の食糧難と言える状況が社会問題化している。主食である米の価格は購入元により異なるため、現金等の支給では世帯が必要な主食を一律に確保できるとは限らず、また給付金の使途を食糧に限定することもできないため、主食を確保してもらう趣旨で、米の現物支給とした。
		給付対象者について	ひとり親家庭等医療受給世帯の要件は。また、児童扶養手当を受給している生活保護世帯の要件は。	＜ひとり親家庭等医療制度＞とは、保険内医療費のうち、自己負担限度額を超えた分の助成制度で、対象は次のいずれかに該当する方。 １．ひとり親家庭や両親のいない家庭で扶養または監護されている18歳までの子どもと親 ２．ひとり親家庭などの親に扶養されている18歳から 20歳未満の子どもと親 所得制限があり、所得制限限度額は扶養親族数1人：274万円～5人：426万円、6人以降は扶養親族が1人増えるごとに38万円加算。 ＜児童扶養手当制度＞は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として設けられており、次のいずれかにあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父または母、または父・母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること）している人が受給できる。 １． 父母が婚姻を解消した児童 ２． 父または母が死亡した児童 ３． 父または母が法令に定める重度の障害にある児童（国民年金の障害等級1級相当） ４． 父または母の生死が明らかでない児童
			対象者にとって、「ひとり親であること、児童扶養手当受給者であること、生活保護受給者であること」は通常、委託先の外部事業者には知られたくない情報であるが、議会を通過した制度のため、事実上知られてしまうと思われる。対象者が知られたくないという場合、その旨の意思表示はできるのか。	外部事業者への発注前に、対象世帯に市から事業について通知を行うが、通知の中に「送付先（対象世帯）の個人情報を外部事業者である委託先に提供する」旨の説明があり、ご了承いただけない場合は同封の「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業受給拒否の届出書」にて拒否の届出を受け、届出をした世帯の情報は委託先に提供しない【「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給のお知らせ」参照】。

		個人情報の取得・提供について	取得する個人情報は必要最小限か。また具体的な取得の方法は。外部提供する情報も最小限か。また、具体的な外部への提供方法は。	当センターの取得方法は、対象世帯を特定するために必要な情報【諮問書「別紙　１個人情報の目的外利用の内容」】のみを子ども家庭課・福祉総務課のシステムから切り出してもらい、庁舎内メールあるいは情報記録媒体（USB等）を使用して受領する。外部提供先である観光協会へは、宛名シール作成に必要な対象者の情報【諮問書「別紙　２個人情報の外部提供の内容」】のみのデータを情報記録媒体（USB等）に格納して、担当者に直接手渡しで提供する。秘匿性の高い「ひとり親医療、生活保護・児童扶養手当の受給者である」という情報は、提供データには含まれない。観光協会がデータを使用して宛名シールを作成し石狩市農協に提供、石狩市農協が宛名シールを貼付した給付品を運送業者が配送する。
			子ども相談センターが取得する情報のうち、宛名番号・個人番号・世帯番号とは何か。また、受給者の生年月日・電話番号は必要か。	宛名番号・個人番号は福祉システムが住民基本台帳システムとデータを突合するときに個別に付される番号で、取得した受給者データから対象者を特定するために必要な情報である。世帯番号も世帯ごとに付番されており、ひとり親家庭等医療費受給者データは対象世帯の親と子の個人データであることから、対象「世帯」を特定するために必要な情報である。生年月日も宛名対象者の確定に必要である。電話番号は、通知や給付品が返送された場合の連絡用として取得する。またこれらの情報は子ども相談センターだけが利用し、外部提供しない。
		提供先民間団体での個人情報の取扱いについて	提供先での個人情報の取り扱い、市での取り扱いに準ずるようなセキュリティが確保されているのか。	市から提供された個人情報の取扱いのノウハウを理解している、ふるさと納税制度の返礼品送付受託事業者（石狩市観光協会）と、石狩市個人情報保護条例第32条によりふるさと納税制度の契約内容に準じた秘密保持契約を行い【「秘密保持契約書」参照】、提供した個人情報は市での取り扱いに準じて扱われる。また観光協会から業務の一部を受託する石狩市農協、運送業者についても、秘密保持契約上、同契約と同様の契約により同等の義務を負う【「秘密保持契約第7条第1項」】。
		個人情報の破棄等について	利用後の個人情報の破棄等の具体的な方法は。	当センターが取得したデータは事業終了後、速やかに消去する。観光協会は契約上、市に記録媒体を返却することにより提供されたデータを返却し、観光協会がデータのコピーの保存を行った場合は、当該データの消去又は破棄の義務を負う【「秘密保持契約第11条」】。石狩市農協に提供する個人情報は給付品発送に使用する紙の宛名ラベルのみのため、原則として個人情報データは残らないが、宛先不明で返送された場合等は契約上、市へ返却する義務を負う【「秘密保持契約第7条第1項」】。

		申請について	米の支給に当たり申請を要しないとのことであるが、「支給」の法的性質は何になるのか。また、支給を希望しない場合はどうするのか。	支給の法的性質は、実施主体である市が支給対象者への通知で贈与の意思を示し、支給対象者がこれを受諾（拒否を示さないこと）することにより成立する贈与契約と位置付ける。このため、支給対象者からの申請を要しない。支給を希望（受諾）しない場合は、実施主体が示す期限までに、拒否の届出書【「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業実施要綱」別記第1号様式】を提出することにより、支給を受けないことができる。
		届出書について	支給を希望しない旨の申出書を出したことは、個人情報として残るのか。	届出書で提出するため記録が残る。届出書の情報管理は、個人情報の管理として鍵のかかる場所に保管するなど、厳重に行う。

石狩市個人情報保護条例

（受託者の義務等）

第32条 実施機関から個人情報の処理、施設の管理その他の業務の委託を受けた事業者（以下「受託者」という。）は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者並びに受託業務に従事している者及び従事していた者は、当該受託業務の処理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 実施機関は、受託者に対し、受託業務の処理を行う場合における安全確保の措置を講じさせなければならない。